ほりいわお通信 10

平成 28 年 12 月 31 日発行

岩倉市議会議員　堀　巌

あけましておめでとうございます。

大晦日は、走り納めということで１０ｋｍ走をしました。正月からも体を鍛えなおしたいと思います。今年も、是々非々で突き進んでいく所存です。皆さんも健康管理をして、交通事故には気を付けてくださいね。

12 月議会の報告

１　一般質問

良い人材を獲得する努力を

（総務・産業建設常任委員会の岡山県玉野市への行政視察から）

問　就職してから５年以内に何人が辞めているのか。

答　23 年度以降で現在まで６人が辞めている。割合は、６．４５％である。

意見　他の自治体の試験を受け直し、辞めていく職員もいるが、玉野市では、それはないと聞いた。自治体職員の場合、その自治体にどのくらい愛着を持っているかということが重要だ。単に生活給を稼ぐだけではなく、地元愛から生まれるやる気が公務員人生に大きく影響し、それが引いては市民の福祉の向上のための創造性につながるものだと思う。また、玉野市では企業と同じようにブースを出して採用のための広報活動を行うなど、積極的に良い人材を獲得する努力をしている。最近、岩倉市が力を入れているシティープロモーションと本質的に同じである。参考にしていただきたい。

公共施設を１３％削減するという計画は、おかしいのではないか！！

問　公共施設再配置計画策定に当たり、施設の１３％削減という目標は、総務省から提供されたソフトによるもので、机上のものである。40 年後に人口は１５％減って、生産年齢人口は２６％減少するなどのデータが基礎だ。国から人口ビジョン等の策定を要請された時も、私は、市には総合計画があり、作る必要ないと噛みついた。３市２町の合併構想の時も、合併しないと、財政が破綻するというシミュレーションを作った。東京大学大森名誉教授は、「合併しないと財政破綻を来すという計画を作った当時の財政担当者は、みんなクビだ」と辛辣に述べられていた。合併しなかった自治体が今破綻していますかという指摘だ。国に言われるままに動く危うさを経験し、今回もそれと同じ匂いがする。現場の声、利用者の声が最も大事である。当局の見解を問う。

答　総務省から、できる限り数値目標を定めることと通知されている。１３％の削減目標については、市民がイメージしやすい数値目標として定めた。ただし、再配置計画の検討については、この数値目標にとらわれ過ぎず、地域コミュニティの醸成や関係団体のヒアリング、地域の説明会を適宜実施しながら計画を策定していきたい。

公の施設の役割を問う！

問　可児の文化創造センターala の館長である衛紀生氏の講演を聞いてきた。そこでは、社会課題を解決に向かわせるプログラムを実践している。公の施設は、単に利用者を増やし、稼働率を上げるだけではなく、社会的課題の解決の場であると思う。当局の考え方を問う。コミュニティも弱体化している中で、子どもが孤立せず、夢や希望を抱ける場所として公共施設の役割がある。各施設の設置目的に返り、行政、地域、市民が協働して、人と人、施設同士の相互支援を深め運営していくことが公の施設である。このことは、既に取り組んでいるし、今後も続けていきたい。

前例・慣例主義からの脱却を

問 議会事務局長の評価者は議長であるべきはずが、市長や副市長となっていたこと、固定資産評価員は税務経験のありなしに関係なく、市民部長のあて職になっていたこと、議会に対する説明資料（選任同意案件）についても、再任であれば、実績などを添付すべきところを新任と同じく一般的な履歴書となっていたことなどを指摘してきた。しかし、これまでの答弁は、従来の方法を正当化することに終始していた。市長の前例・慣例に囚われないという姿勢が職員に伝わっていないのではないか。

答 選任の案件については、日頃の議員活動の中で、行動等を見ているべきだ。人を判定するのに何が必要かというのは難しい。経歴に変わる適切なものが考えられない。議会から出すべき資料が提示されれば変えると言っている。

意見 執行機関は、常に何がベストかということを考えるべきだ。その人の評価を内部でしているはずだ。決裁には、実績評価などから、その人を選んだ理由を書くはずである。出身の学校などは関係ない。

市長の退職金（1 期ごとに約 2000 万円）の廃止（受け取らない）の公約を問う。

問 1 期目の退職金は、請求していないと答えている。今後も、請求しないのか。はたまた、請求し、受け取って、どこかに寄附するのか。

答 まだ決めていない。相談できる人に聞いて決める。懐に入れるつもりはない。

２　議案審議

総合体育文化センターの指定管理者が変わるという議案（埼玉県の業者に 29 年 4 月から 5 年間任せるもの。総額 3 億円超）が提案されました。

私は、次の反対討論（要旨）をもって反対しました。（私 1 人だけが反対）

・指定管理者制度に基づく指定は、行政処分であり、一般的な委託契約とは違う。公の施設を長期にわたり民間事業者にほとんどの権限を一括して委ねることになる。

・金額についても複数年で何億円ということになるため、地方自治法で議会の議決を必要としている。

・一般的な委託業務の入札については、3 千万円以上 8 千万円未満の場合は、紙入札で 8 人以上、電子入札で 10 人以上の入札が必要であると規定されているとの答弁があったところであるが、今回は、現場説明会のときに 9 社来たが、最終的に 2 社の応募しかなく、二者択一で決定しようとしている。競争が働かない状態で決めること自体に疑問がある。

・岩倉市は民間委託等検討ガイドラインを策定していますが、それに基づかず、最初から指定管理者ありきで選定している。

・総務省は、この間の指定管理者の問題点が指摘されてきた中で、「指定管理者制度については地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきた」として、同制度については「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、（中略）導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる」ことを明示している。

・公の施設の設置目的を生かすも殺すもは、やはり人である。今回選定しようとしている業者の担当者は、公の施設に対する理解度が高いとの説明があったが、その人が施設に常駐するのか、いないとすれば、配置される窓口の職員は、その方の心持ちをどれだけきちんと引き継いでやっていただけるのかが肝になってくる。

・公の施設は、収益を上げるのが目的ではなく、文化や体育を通じ、市民同市が仲良くし、幸せを享受したり、一方で、社会的な課題を解決するための手段として活かされるべきものである。

・指定管理者が良いのか、直営に戻し、専門的な部分を委託するという方法もあるが、その視点が欠落している。